久　保　田　城　跡

―― 本丸御隅櫓跡発掘調査報告書 ――

1989・12　秋　田　市，

序

秋田市民の憩いの場として親しまれてきた千秋公園は、秋田藩主佐竹氏十二代の居城・久保田城としての歴史を持ち、貴重な史跡としての一面も併せ持っております。

城内の建物は、明治１３年の火災により、御物頭御番所一棟を残し全ての建物を焼失しました。しかし市民の間から千秋公園に久保田城のシンボルとなる建物を復原させようとする気運が高まり、市制百周年記念事業の一環として今年７月、本丸に御隅櫓が復原され秋田市の新名所となっております。

今回の発掘調査は、復原工事に先立って行いましたが、この調査の実施にあたっては関係機関のご指導と多くの方々から積極的なご協力をいただき深く感謝申し上げます。

本書が文化財愛護のため、さらには研究資料として広く活用されるとともに、千秋公園をより魅力ある史跡公園として育てていく事の一助となれば幸甚に存じます。

平成元年１２月

秋田市教育委員会
教育長　長門伸一

例　　言

1．本報告書は秋田市千秋公園７－１に所在する秋田県秋田市遺跡詳細分布調査報告書ＮＯ２１７の久保田城跡（本丸御隅櫓跡）の発掘調査報告書である。

2．本報告書の執筆、編集は文化振興課　納谷信広が行い、秋田城跡調査事務所　小松正夫、日野久、文化振興課　菅原俊行の協力を得た。

3．遺構及び遺物については文化財建造物保存技術協会　永川強氏に、遺物については、中新田町立東北陶磁館　本田泰貴氏に、関連文献資料については、秋田県教育庁文化課　池田憲和学芸主事より御教示を賜った。

4．発掘調査による出土遺物、実測図、写真、その他は秋田市教育委員会が保管する。

5．調査期間及び体制

調査期間　昭和６３年５月２３日～６月１６日

調査主体者　秋田市教育委員会

調査担当者　秋田市教育委員会

調査作業員　本郷建設（秋田市千秋矢留７－２９）

目　　次

（１）遺跡の概要と調査の経緯……　１

（２）調査経過……　２

（３）検出遺構と出土遺物……　３

（４）考察……　１４

（1）遺跡の概要と調査の経緯

久保田城跡は秋田市のほぼ中央部、秋田駅より北西約７００ｍの地域に位置する近世の城館跡であり、慶長８年（１６０３）から翌９年にかけて築城された秋田藩主、佐竹氏の居城である。

慶長７年（１６０２）、常州水戸から秋田六郡に遷封された佐竹義宣は当初、旧領主秋田実季の居城であった、土崎湊城（現土崎神明社）に居住した。しかし湊城は規模が小さい平城であり、家臣団の居住地の確保や諸施設の建設用地等の収容能力的な問題や防御的な不安等もあり慶長８年、久保田神明山を選定し新城の縄張りを行った。その築城期間は約１年間という短期間であり、それ以後も継続的に整備を行っていたと考えられる。

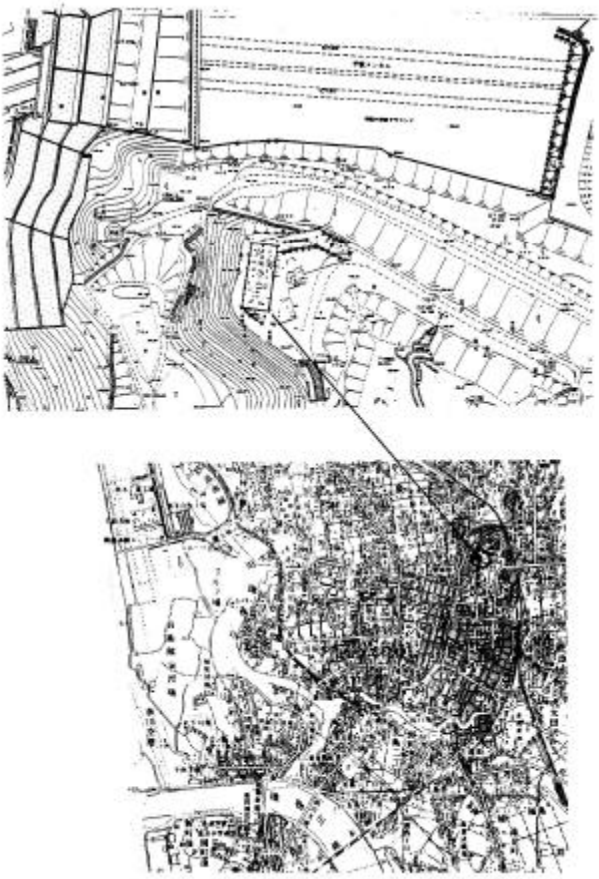

図１　遺跡位置図

久保田城は本丸、二の丸及び北の丸（二の丸の延長）、三の丸の三重構造になっている。

本丸は標高約４０～４５ｍ、東西約２２８ｍ、南北約２３６，４ｍであり、藩主の住居である本丸御殿や政治を行う政務所等がおかれていた。二の丸は標高約２２～２５ｍ、東西約７６，９ｍ南北約４０１，８ｍであり、諸役所や金蔵等がおかれていた。北の丸は標高約３０ｍ、東西約１９３ｍ、南北約２３６，４ｍであり籾蔵や大木屋（おごや、城の修理等のための作業場）等がおかれていた。三の丸は南三の丸と東三の丸に分かれ、標高約１２，３ｍ、南は東西２９９，９ｍ、南北１３１，９ｍ、東は東西１２６ｍ、南北８６，６ｍであり家老級の重臣の屋敷等がおかれていた。

今回調査が行われたのは、本丸北西隅の御隅櫓跡である。久保田城は明治以降、千秋公園となり市民のいこいの場として親しまれてきたが、城跡としては、明治１３年の大火の際、大部分の建物

が焼失し御物頭御番所一棟のみが現存している状況である。このため市制施行百周年記念事業の一環として昭和６３年から平成元年のオープンを目指し、千秋公園に御隅櫓が復原されることとなり建設予定地が事前に発掘調査されることとなった。

（２）調査経過

久保田城御隅櫓跡発掘調査は、昭和６３年５月２３日から６月１６日まで実施し、調査面積は６００㎡（１８２坪）である。

調査区は久保田城跡本丸北西隅に位置している。調査区の表土は非常に薄く、地表面より根石状の集石群が確認できる事から表土剝ぎはジョレンを用い、同時に集石群のプランの精査を進めていった（５月２３日～５月２８日）。

根石状の集石群は、薄い表土下の整地層と考えられる黄褐色粘土層面上に直径40～60cm程度の円形のプランで検出された。根石は3cm程度の小さいものであり、東西方向に４間、南北方向に１０間検出され御隅櫓跡と考えられた（５月２５日）。

御隅櫓跡の東側に隣接し東西方向に一列に連なる長辺１ｍ位の大きな掘り方の柱列が検出された。

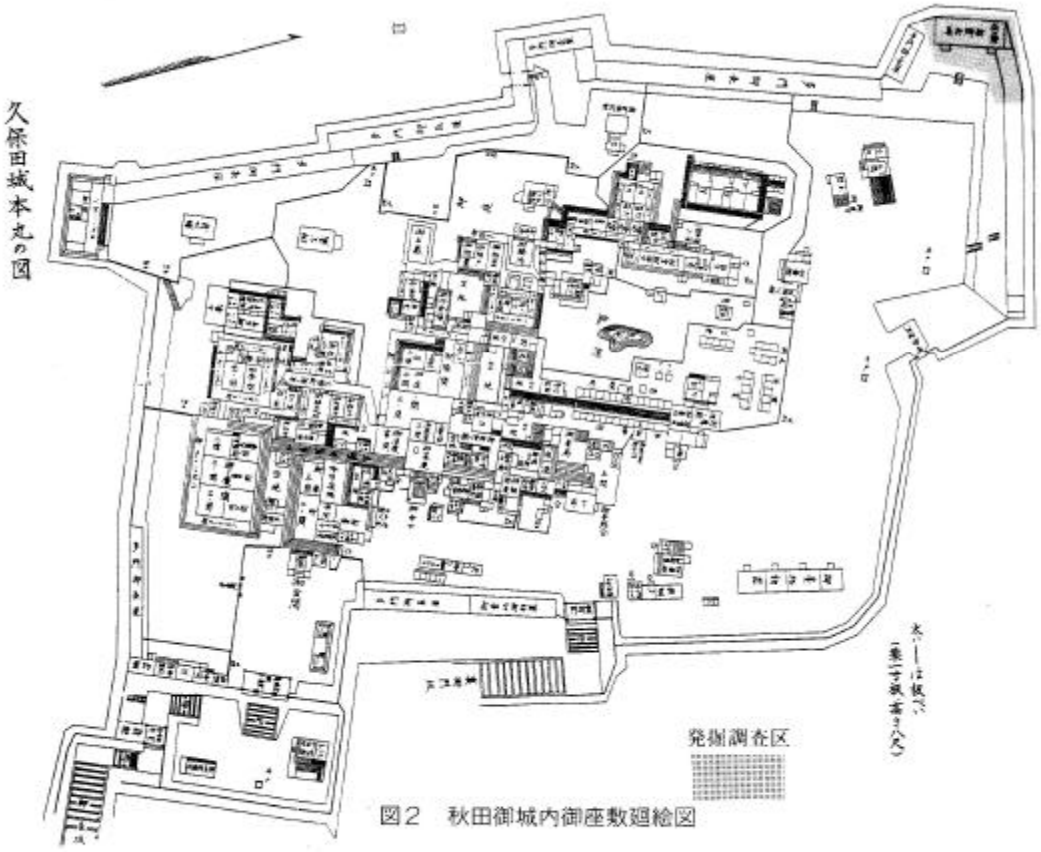

図２　秋田御城内御座敷廻絵図

いずれの掘り方にも御隅櫓跡同様の円形の根石状集石群が中央部付近で重複が認められた（５月２６日）。

柱列のさらに東側に掘り方を検出し、西側妻が２間であり桁行が東南方向の発掘区外にまで伸びることより多聞長屋跡と考えられた（５月２７日）。

御隅櫓跡の東南側に土壙が確認された。そのプランは南北に広く、明確な部分と不明確な部分が認められた（５月２８日）。

発掘区内の表土剝ぎ及び精査の終了後、遺構検出段階での写真撮影を行う。発掘区内に伸びてきている松の枝に遮られ、全景写真の撮影はできず４カットに分割して撮影した（５月３０日～３１日）。

引き続き、遺構検出段階での２０分１の平面図の作成を行う。その際、根石は数が多く小さいため現地での平面実測には不向きと判断し、２０cmのスケールを用いた写真実測を行った。並行して順次御隅櫓跡、柱列、多聞長屋跡の掘り方及び根石状集石群の断ち割りを行った（６月１日～６月１３日）。

御隅櫓跡の根石状集石群の断面は深さ約３０cm～６０cmの掘り方で小石を灰褐色の粘土で固めていた。また根石の下には掘立柱の掘り方が重複していた（６月７日）。

柱列及び多聞長屋跡の掘り方の断面から掘立柱の掘り方の重複が２期認められ、最終段階の礎石建物による根石の掘り方とあわせ合計３期の重複が確認された（６月１３日）。

並行して行った、土壙の精査の結果、プランは確認され発掘区外南側に伸びていた（６月７日）。

土壙の掘り下げの結果、多量の瓦破片の他、陶磁器、鉄製品、碁石等が出土した。また土壙内部から焼土、炭化物等の検出は認められなかった（６月８日～６月１０日）。

並行して、柱列の性格を検討するため発掘区を北側に拡張した。その結果、柱列とほぼ平行するかたちで柱列が検出された。断ち割りの結果、断面からは、重複は認められなかった（６月７日～６月１０日）。断ち割り後の平面実測及び写真撮影を行った（６月１３日～６月１５日）。

絵図に認められる御隅櫓北妻側を塞ぐ形で連結する多聞長屋、板塀の柱列及び御隅櫓南側に連結する板塀の柱列を確認するため発掘区を北側及び南側に拡張した。その結果、北側には掘り方は検出されなかった。台地の端部にあたり削平が激しく、松の木の根等もあり、既に消滅したものと考えられる。南側の掘り方は検出されたが北側同様、削平が激しく断ち割り等の検討を加えることができなかった（６月１５日）。

御隅櫓跡のほぼ全面に認められる黄褐色粘土による整地状況を確認するため、東西方向及び南北方向に各１本づつトレンチをいれた。その結果、厚い部分で１ｍを超える整地層が認められた（６月１５日）。６月１６日、トレンチ断面図の作成、平面図の最終チエックを行い調査を終了した。

（３） 検出遺構と出土遺物

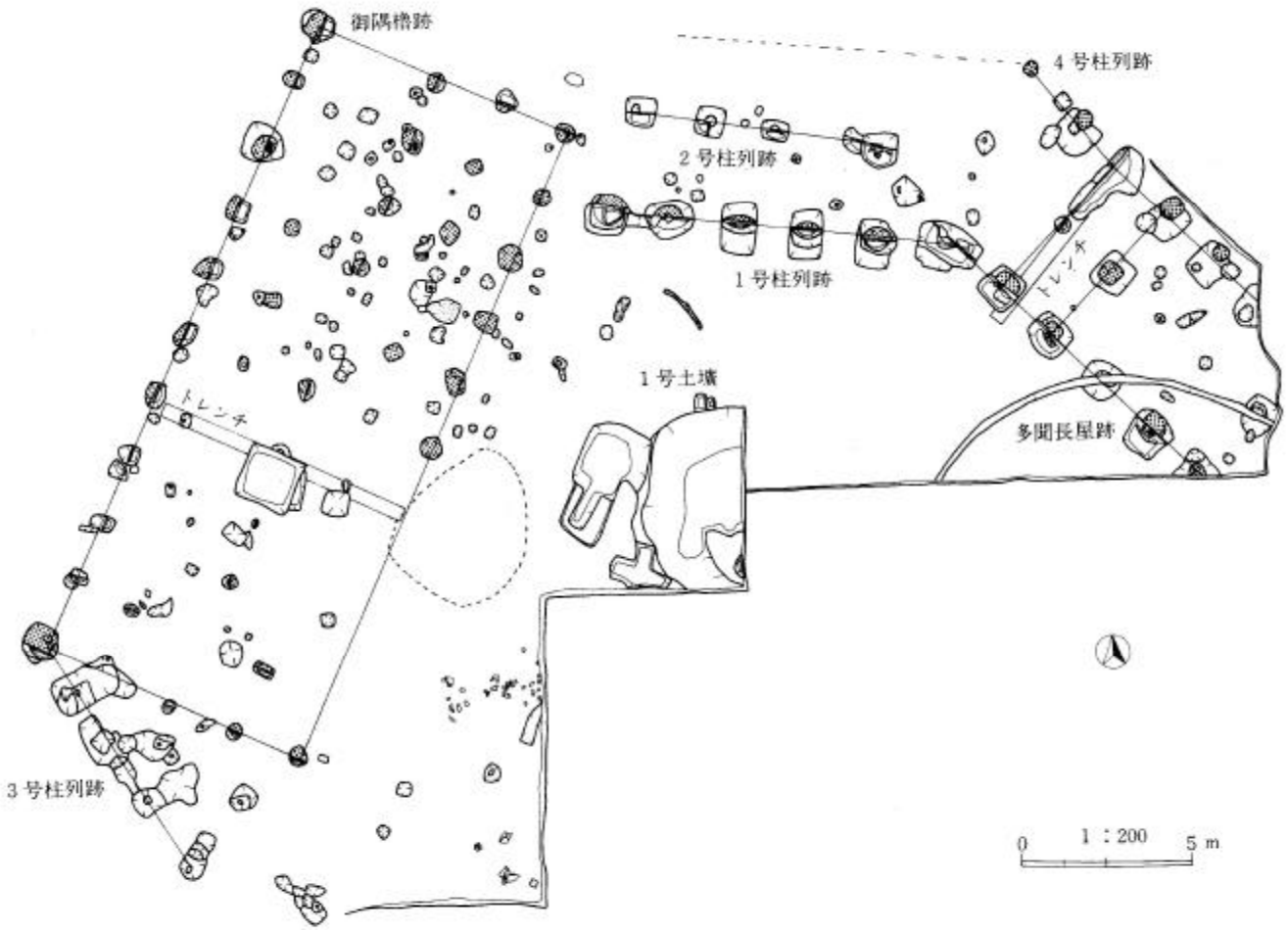

図3 遺構配置図

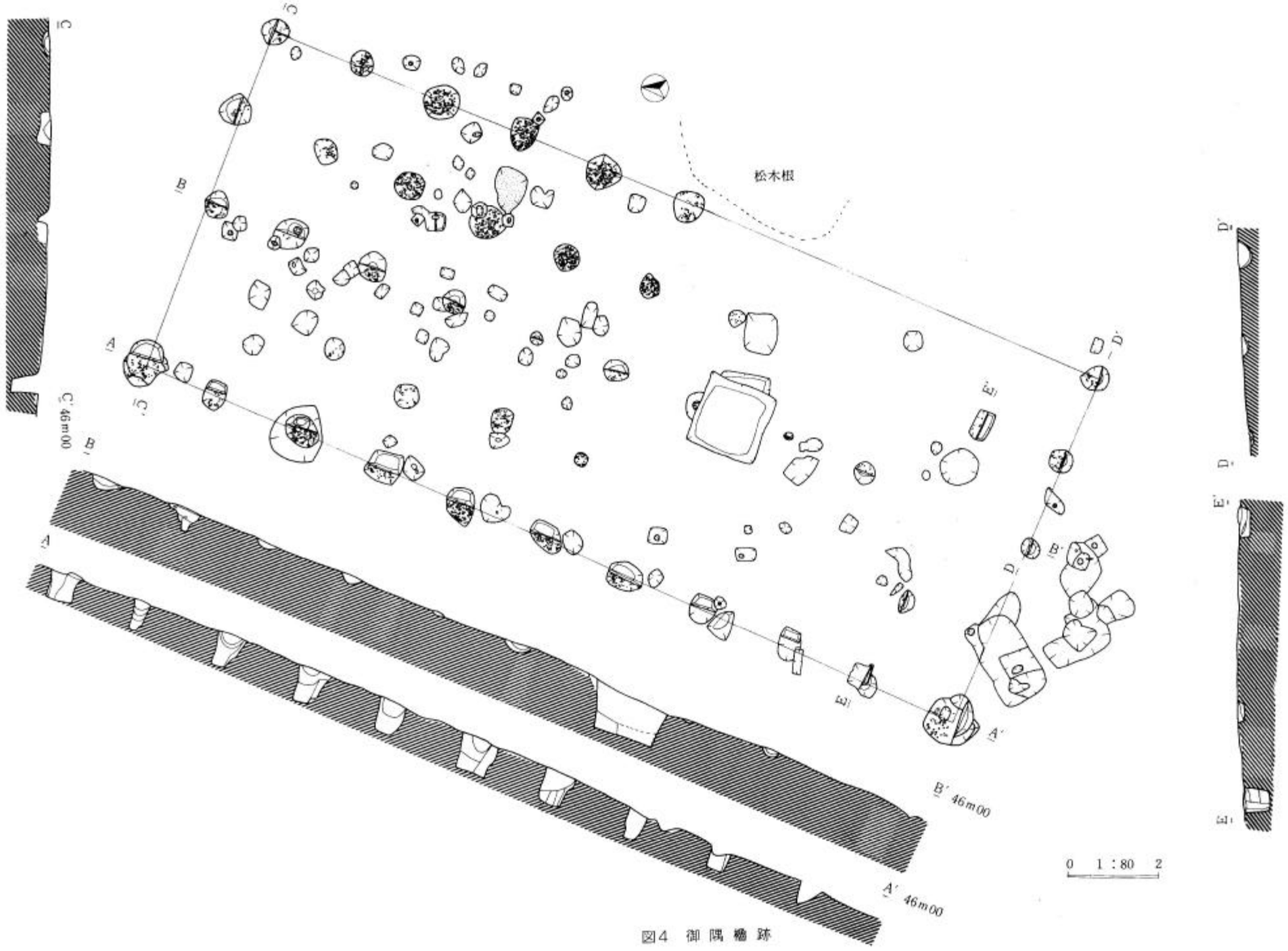

図4 御隅櫓跡

御隅櫓跡　（図４）

黄褐色粘土整地層の上面で検出された、東西４間(?+?+2,1+1,9)南北１０間(1,7+2,1+1,8+2,1+1,7+1,9+1,9+2,0+1,8)の総柱建物跡である。東桁行の南側は松の木の根により破壊されていた。礎石

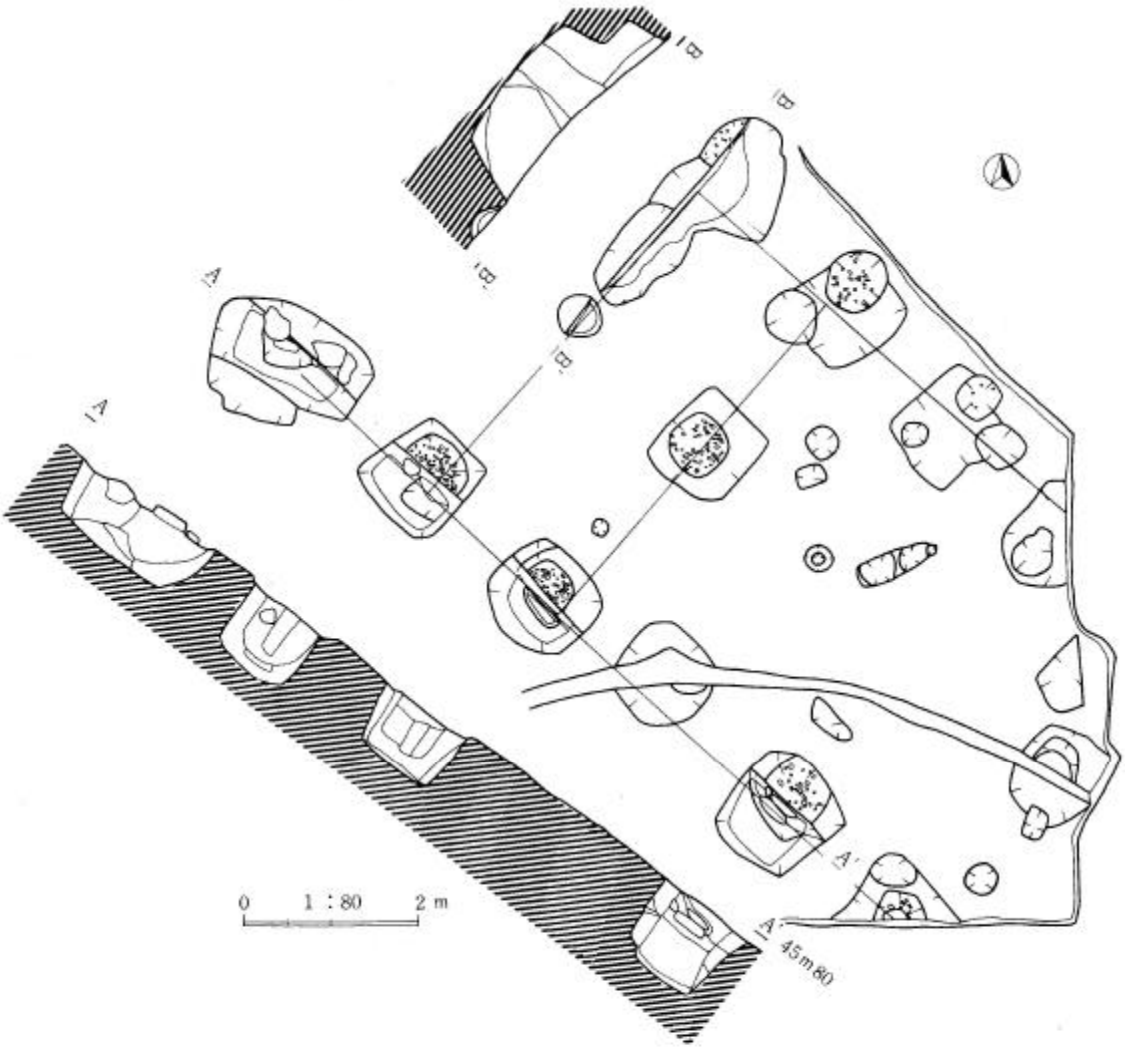

図５　多聞長屋跡

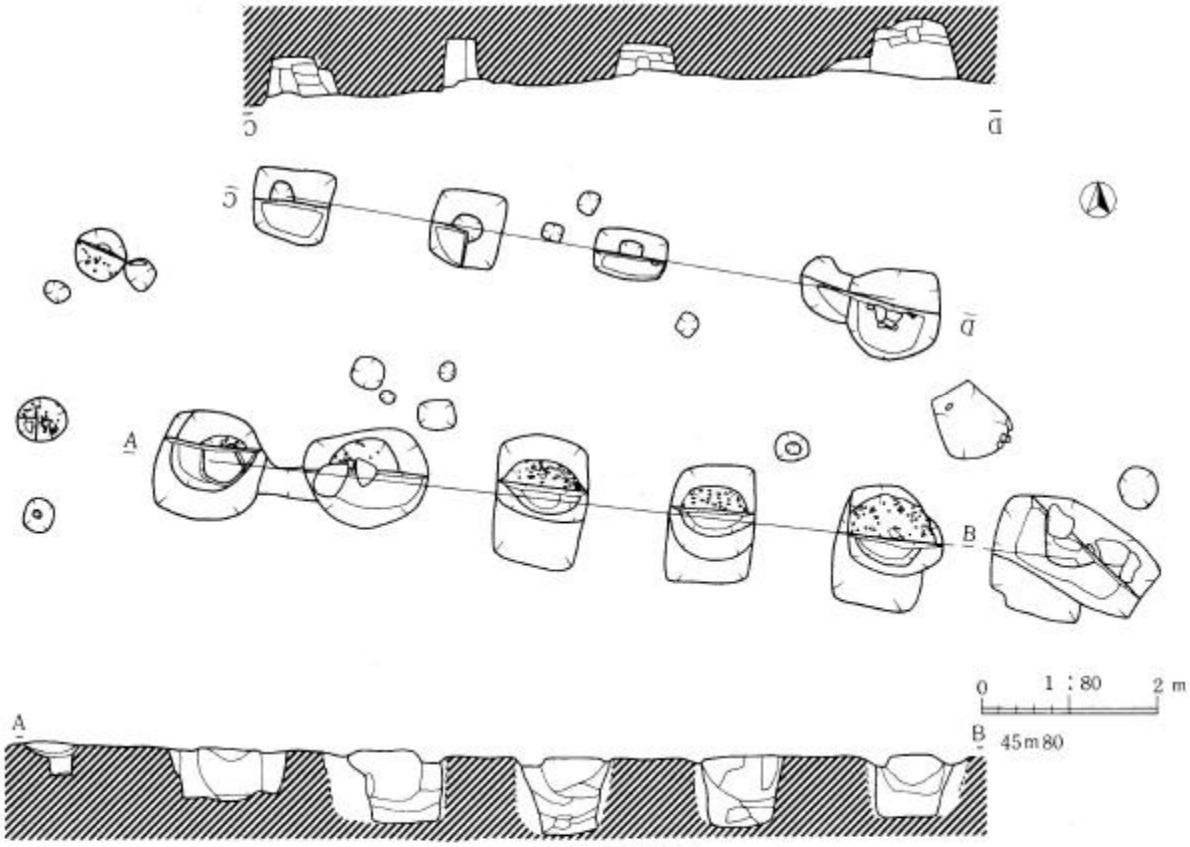

図6　1号、2号柱列

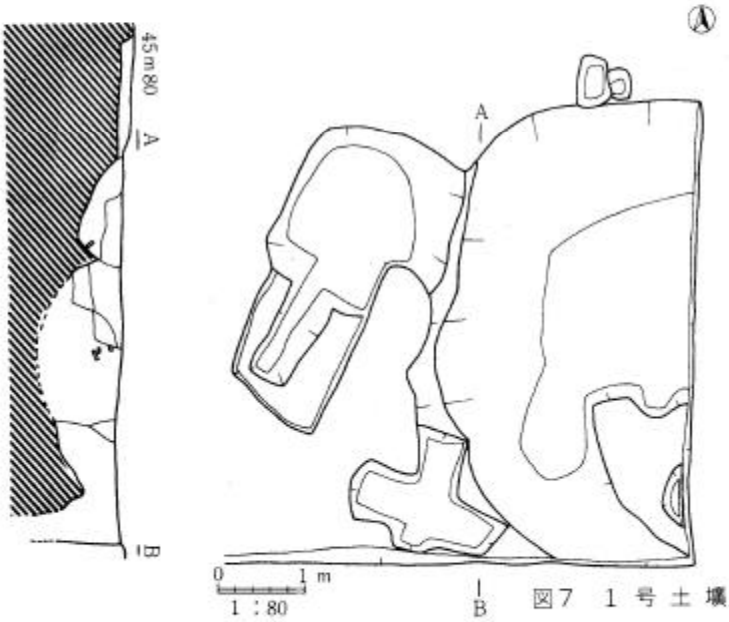

図7　1号土壙

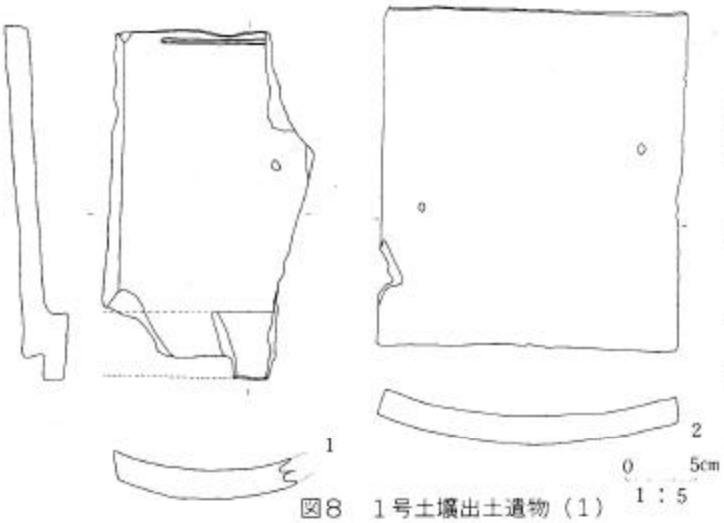

図8　1号土壙出土遺物（1）

は全て失われ、根石のみが検出された。根石は直径、深さともに約３０cm～６０cmの円形の掘り方に３cm程度の小石を灰褐色粘土で叩き締めて建物基礎工事としている。根石掘り方の下に重複して掘立柱の掘り方が検出された。掘立柱の掘り方には重複は認められず、掘立柱建物が１期、礎石建物が１期以上確認された。掘り方内部からの遺物の出土は認められなかった。掘立柱の掘り方から若干の炭化物が検出されたが、柱跡内部からは検出されなかった。

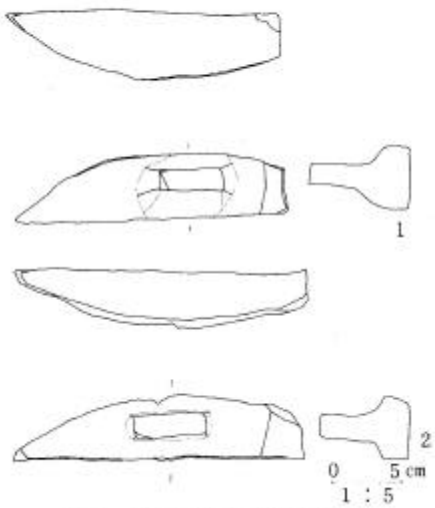

図9　1号土壙出土遺物（2）

多聞長屋跡　（図５）

発掘区に西側で検出された梁間２間(2,1+2,0)桁行が発掘区内に３間(1,9+2,0+1,8)で発掘区外東側に伸びている。掘り方は１辺約１００cmの方形である。断ち割りによる断面観察の結果、掘立柱が２期、確認され、中央部に重複する根石掘り方と合わせて３時期の重複が観察された。炭化物は掘り方内部から若干検出されたが柱痕跡からは認められなかった。遺物の出土は認められなかった。

１号柱列跡　（図６）

東西方向に連なる柱列(1,8+2,0+2,1+2,0+1,8+1,8)であり掘立柱の掘り方と根石の掘り方が重複する形で検出された。掘立柱は、長辺が約１４０cm、短辺が約１００cm、深さ約１００cmの方形の掘り方であり２時期の重複が確認され、根石掘り方と合わせて３時期、確認されている。

掘立柱掘り方内部から若干の炭化物が検出されたが、柱痕跡からは検出されなかった。遺物の出土は認められなかった。

２号柱列跡　（図６）

１号柱列跡の北側に検出された東西方向の柱列(2,0+1,9+3,1)である。長辺が約８０cmの方形の掘り方である。遺物の出土、掘り方の重複は認められなかった。

３号柱列跡　（図３）

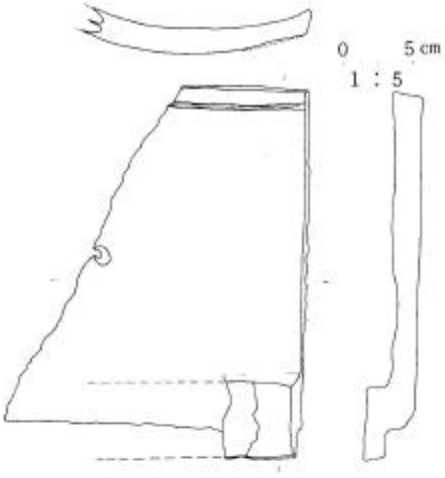

図10　1号土壙出土遺物（3）

御隅櫓跡の南側に連なる柱列である。削平が激しく詳細は不明である。

4号柱列跡　（図3）

多聞長屋跡北側桁行の北西方向に連なっている柱列跡である。削平、攪乱が激しく、詳細は不明である。

1号土壙　（図7）

御隅櫓跡の東側に隣接して検出された土壙であり発掘区外南側及び東側にも拡がるため規模は不明である。埋土から瓦破片をはじめとする遺物が多量に出土しているが、江戸時代末期から明治時代に年代づけられる塩焼の桟瓦であることから明治10年前後の御隅櫓解体時に伴う瓦等を廃棄した遺構である可能性も考えられる。炭化物及び焼土は検出されなかった。

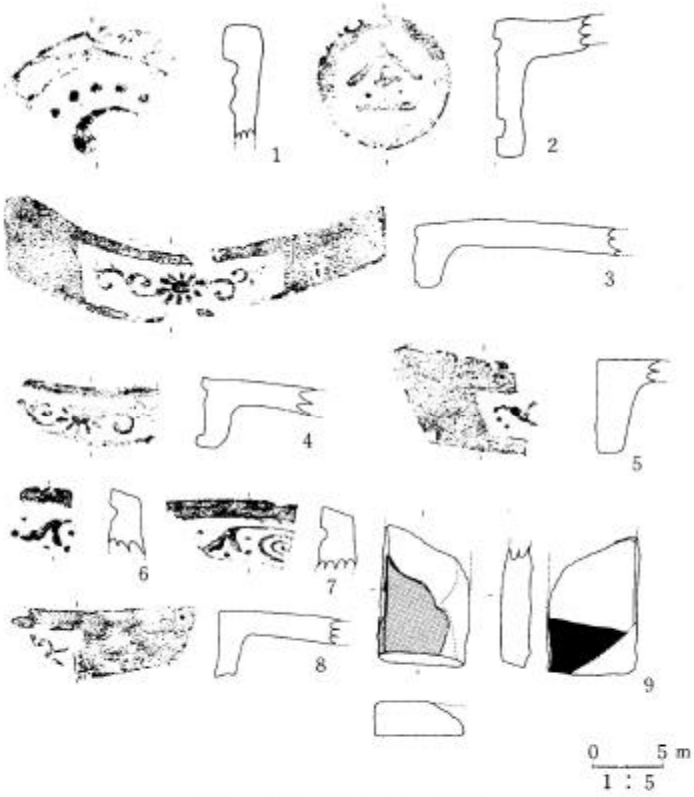

図11　1号土壙出土遺物（4）

1号土壙出土遺物

瓦は多量の破片が出土したが全体の形がわかる資料と文様の認められる資料を図示した。塩焼瓦が主体であり、一部、いぶし瓦が混じる。

図8の1はいぶし瓦の雁振瓦（棟の上に葺かれる瓦）である。2は塩焼瓦の熨斗瓦（棟の上の雁振瓦の下に葺かれる瓦）である。

図9の1、2はともに面戸瓦（棟と平瓦の間に埋め込む）であり、1が塩焼瓦、2がいぶし瓦である。

図10はいぶし瓦の雁振瓦で

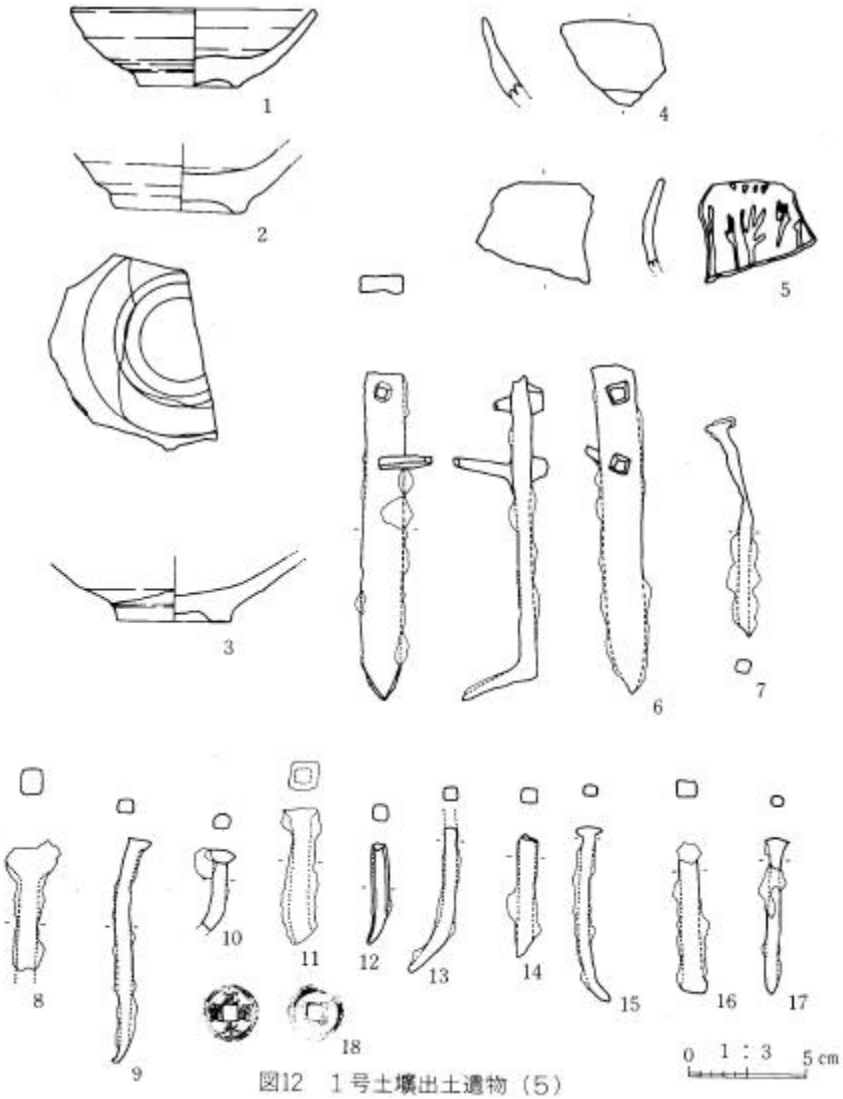

図12　1号土壙出土遺物（5）

ある。

図11の1は鐙瓦である。三巴文が認められる。規格的に軒瓦の破片とは考えられず、大棟もしくは下り棟の飾り瓦であると考えられる。2は軒桟瓦の丸瓦部の破片であると考えられる。「金」の字が認められる。3～8は軒桟瓦の平瓦部の破片であり、唐草文である。9はいぶし瓦の破片であるが、今回の発掘調査出土遺物のなかで、唯一、二次的に火をうけている。

図12は1～4は陶器、5は磁器である。1，3，4には、灰釉が施されている。産地他は不明である。6～17は鉄製品であり、6がかすがい、その他は鉄釘であると考えられる。18は古銭、寛永通宝である。

整地状況

台地北側及び西側を中心として、ほぼ全面に認められている黄褐色粘土による整地状況を確認の

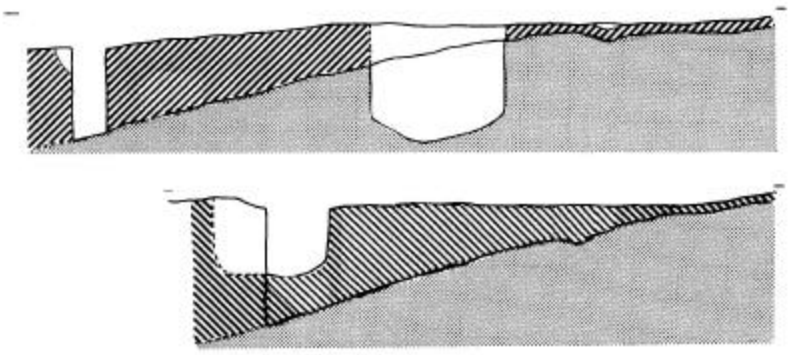

図13　整地状況　　0　1：80　2 m

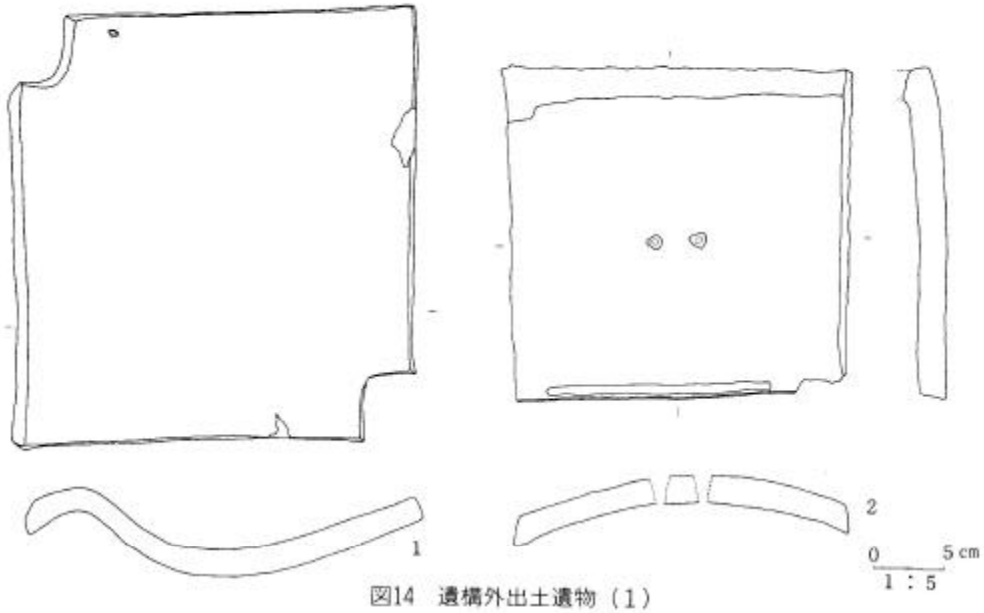

図14　遺構外出土遺物（1）

ため東西、南北方向に各１本のトレンチを設定した。その結果、図13にみられるような旧表土（黒色土層）の上に最も厚い部分で１ｍを超える盛土整地が認められた。

遺構外出土遺物

図14は表土出土遺物である。１，２ともに塩焼瓦であり、１は桟瓦、２は雁振瓦である。

図15は表土出土遺物である。１～３は塩焼の軒桟瓦の平瓦部分の破片であり、いずれも唐草文である。４～６は磁器である。４の図柄はプリントによるものと考えられ、大正以降の遺物である。５も内側に水金による図柄が印されていることから大正以降の遺物であると考えられる。７は陶器であり、灰釉が施されている。産地他は不明である。８は砥石、９はかすがい、１０は鍵状鉄製品、１１～１６は鉄釘である。

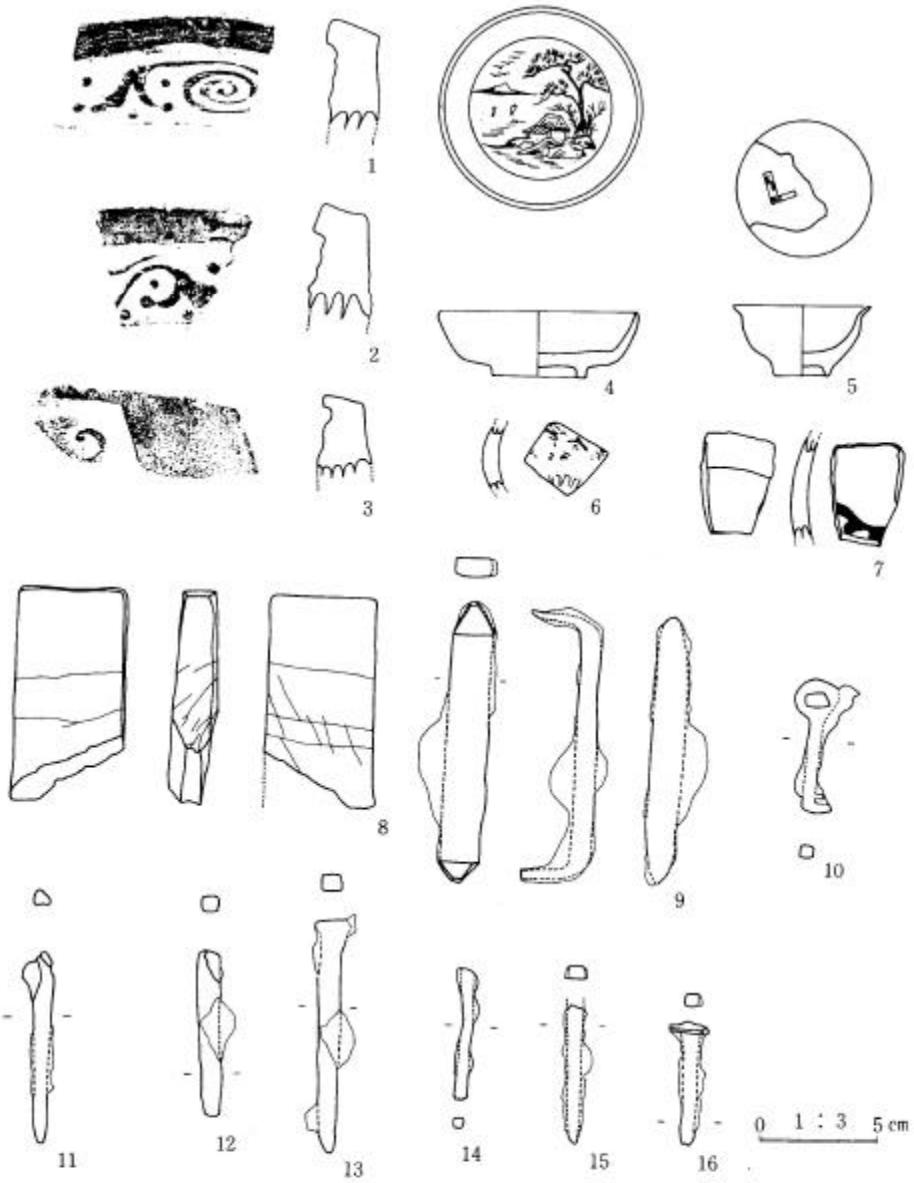

図15　遺構外出土遺物（2）

図16は表採遺物である。面戸瓦と平瓦を合わせ、簡略化した特殊な瓦と考えられる。

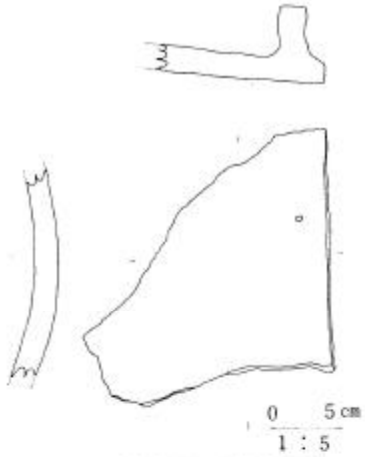

図16　遺構外出土遺物（3）

（4）考察

今回の発掘調査における前述の成果を文献資料と対比させ、以下のような問題点について若干の考察を加えてみたい。

①御隅櫓の構造

御隅櫓跡は、本丸北西隅、標高約45ｍの台地端部の東西、南北約25ｍの平場に位置している。今回の調査により（図13)にみられるように北側及び西側により厚く、ほぼ全面に黄褐色粘土による整地層が確認された。このことより久保田城築城の際、北側、及び南側の急斜面を大規模な盛土整地により現在みられるような平場を作りだしたと考えられる。

御隅櫓は、国典類抄軍部後編御本城并枝城附御城内御城外御普請によれば、４間、１０間の総二階の建物であったとされる。今回の調査により、文献資料どうりの東西４間、南北１０間の細長い総柱建物跡が掘立柱建物と礎石柱建物跡が重複するかたちで確認された。今回検出されたのは、根石のみであり礎石はすでに失われていた。御隅櫓解体時、もしくは、公園造成時に削平を受けたものと考えられる。したがって礎石の規模から柱の規模を推定することはできないが、根石が他の発掘報告されている近世城跡の建物跡の例（注１）に比較して小さいことから概ねの柱規模は推測される。また（図４）の断面図にみられるように西桁行の根石堀り方が深いのは前述の西側の旧地形によるものと考えられる。また、秋田御城内御座敷廻絵図（注２、図２）によれば、東側に２ヶ所、出入り口のような方形の張出し施設が記されているが、今回の調査では該当するような遺構は検出されなかった。前述のように御隅櫓跡は解体の際もしくは、公園造成時にある程度の削平を受けている可能性は強く、小規模な掘り方等は消滅している可能性が強い。したがって、出入り口は小型の小屋程度の施設であったと思われる。

御隅櫓の屋根の構造についてであるが、御隅櫓跡から多量の瓦破片が出土しているが、久保田城築城当時から瓦葺の建物であったとは考えられない。久保田城の屋根の構造に関する文献資料によれば、「八丁夜話」文政９年（１８２６）５月の記録に久保田城北の丸において、雪国では不向きとされる瓦葺を試験的に行ってみたという記載が認められ、少なくても１９世紀前半までは、土蔵等の特殊な建物を除き、瓦は用いられていないことがわかる。今回の調査結果はこのことに矛盾しない。すなわち出土した瓦の大半は塩焼の桟瓦であり、出現は、江戸時代末期以降であると考えられる（注３）。御隅櫓は、江戸時代末期もしくは、明治時代において屋根を小羽葺から桟瓦葺に改修したものと考えられる。

②多聞長屋および板塀列の構造

久保田城本丸の周囲は、多聞長屋と板塀列により囲われていた。多聞長屋は土塁等の城の区画施設の上に連なり、コーナー部に位置する隅櫓等に連結する施設である。承禄１０年（１５６７）に松永弾正久秀が大和佐保山の多聞城に初めて築いたため、この名がついたとされる。久保田城においては、通称「百間長屋」（注４）と呼ばれ、倉庫や宿舎として用いられ、安永７年（１７７８）の本丸大火の際には応急的に政務所の代わりを務めたとされる。

板塀列は厚さ一寸、長さ八尺の泉山（天徳寺山）から切り出された栗材が用いられたとされる。

今回調査された多聞長屋は、本丸北側、御隅櫓から帯曲輪門に連なる部分の一部であり、発掘区の西端に桁行が３間検出され、同一位置において掘立柱２期、礎石１期の合計３期の重複が認められた。当初、掘立柱建物であったものがある時期に礎石建物に改修されたものと考えられる。

絵図面によれば多聞長屋の南桁行は御隅櫓の東桁行に直接（前述の張出し部）連結し、北桁行は御隅櫓の東桁行の延長線上で連結し、多聞長屋の西梁間と御隅櫓の北梁間を塞ぐ形で板塀列が設置されている（図２）。

今回の調査では、多聞長屋の南桁行と考えられる柱列（１号柱列）は検出されているが、多聞長屋の北桁行と考えられる柱列及び、板塀列と考えられる柱列は検出されなかった。１号柱列と同規模の掘り方と想定するとレベル的には十分残りえると考えられるが、台地の端部にあたり公園路等の削平も激しく、松の木の根による破壊も考えられる。多聞長屋の北桁行が既に消滅していると仮定すると２号柱列は、多聞長屋の内部に存在することになる。１号柱列とほぼ平行することから棟持柱とも考えられるが、位置的にずれることから多聞長屋とは時期の異なる柱列と考えたい。

③御隅櫓の炎上について

久保田城本丸は寛永１０年（１６３３）、安永７年（１７７８）、明治１３年（１８８０）の３度、大火にあっている（注５）。また寛政９年（１７９７）には本丸北側が炎上し北方櫓が焼失したとされる（注６）。

今回の発掘調査においては火災の痕跡を示す炭化物、焼土等は検出されなかった。このことは、調査地において礎石が既に失われ、根石の上部も削平されている状況を考えれば、火災の痕跡を示す焼土層等が削平されている可能性もあり、御隅櫓の火災を否定するものではない。しかし、掘立柱掘り方柱痕跡から炭化物が検出されていないこと、多量の出土瓦が１点を除き、２時的な火を受けていないことから掘立柱建物の段階及び瓦葺の段階では焼失していないことがわかる。以上のことから築城後３０年しか経過していない寛永１０年段階では掘立柱建物であった可能性が強い。したがって寛永１０年の大火の際には類焼を免れたと考えられる。また江戸時代末期から明治時代の間に小羽葺から瓦葺に改修されたと考えれば、明治１３年の大火の際には炎上していないと考えられる。安永７年、寛政９年の火災について今回の調査成果から検討を加えることはできないが、文献資料より安永７年には類焼を免れ、寛政９年には焼失していると考えられる。（注６，７）また、

今回の調査では、礎石根石に重複は認められなかったが、寛政９年の焼失の際、礎石建物であった事（掘立柱建物の段階では火災の痕跡がない）から礎石建物の段階で最低１回の建替えが推定される。

このように考えると御隅櫓は明治１３年に焼失していないことから、その消滅はなんらかの形で解体されたものと考えられる。なお、明治１１年秋田県第一課事務簿によれば、久保田城の御隅櫓（注８）が県に払い下げられた記録が残されている。このため御隅櫓は明治１１年に払い下げられてから明治１３年の大火の間に解体され、瓦、部材等は何らかのかたちで再利用されたものと考えられる。出土瓦の大半が小破片であることや、鉄釘の多くが曲がった状態で出土しているのもそのためと考えられる。

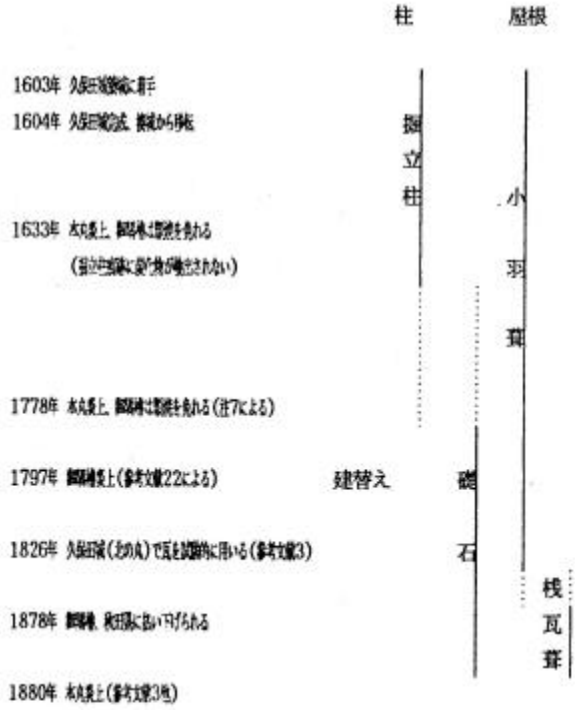

図17　御隅櫓構造変遷模式図

④出土遺物について

今回の調査により前述のように瓦、陶磁器、鉄製品、碁石、古銭、砥石等が出土している。

最も出土量の多い瓦は大半が塩焼瓦であり、一部にいぶし瓦も混じるが量はわずかである。瓦の種類から桟瓦葺であったと考えられる。

陶磁器は小破片が多く産地等は不明である。表土出土遺物のなかには大正以降の磁器（図15）も混じるが、１号土壙埋土出土遺物のなかには、確実に大正・昭和期と考えられる遺物は認められない事から１号土壙出土遺物の年代は江戸時代末期～明治期と考えられるが、詳細は不明である。

（注１）参考文献１４，１５，１７，２４，２５による。
（注２）参考文献１付図。
（注３）文化財建造物保存技術協会　永川強氏の御教示による。
（注４）参考文献２による。
（注５）参考文献１，４，７，１１，１２，１３他による。

（注６）安永９年出羽国秋田居城絵図による。

（注７）参考文献２３による。

（注８）本資料の「御隅櫓」が今回発掘調査を行った「御隅櫓」に特定はしえない。

参考文献（年度順）

1. 1896、1898 橋本宗彦　秋田沿革史大成（上、下）
2. 1971 東京大学史料編纂室　大日本古記録 梅津政景日記
3. 1973 井上隆明 相沢清治　新秋田叢書（一）（二）八丁夜話
4. 1979 渡部景一　佐竹氏と久保田城
5. 1979 内藤昌　城の日本史
6. 1980 富樫泰時他　日本城郭大系第2巻
7. 1980 秋田県立図書館　国典類抄第十巻 軍部（全）
8. 1981 駒井鋼之助　かわら日本史
9. 1981 弘前市教育委員会　史跡弘前城跡
10. 1982 鳥羽正雄　近世城郭史の研究
11. 1983 渡部景一　図説久保田城下町の歴史
12. 1984 渡部景一　秋田市歴史地図
13. 1985 秋田県立図書館　国典類抄第九巻 凶部三
14. 1985 東北大学埋蔵文化財調査委員会　東北大学埋蔵文化財調査年報
15. 1985 仙台市教育委員会　仙台城三ノ丸跡
16. 1985 塚田順正　城（小田原城）　季刊考古学13収録
17. 1986 盛岡市教育委員会　盛岡城跡
18. 1987 田口勝一郎　図説秋田県の歴史
19. 1988 西ケ谷恭弘　城郭
20. 1988 松岡利郎　大阪城の歴史と構造
21. 1988 国安寛　藩史大辞典第1巻 秋田藩
22. 1988 文化財建造物保存技術協会　久保田城御物頭御番所保存整備工事報告書
23. 1989 原武男　佐竹家譜
24. 1989 植木久、宮本佐知子　大坂城の発掘調査速報　考古学ジャーナル310収録
25. 1989 東北大学埋蔵文化財調査室　仙台城二の丸跡第5地点の調査　考古学ジャーナル312収録
26. 1989 秋田市　秋田市百周年記念誌

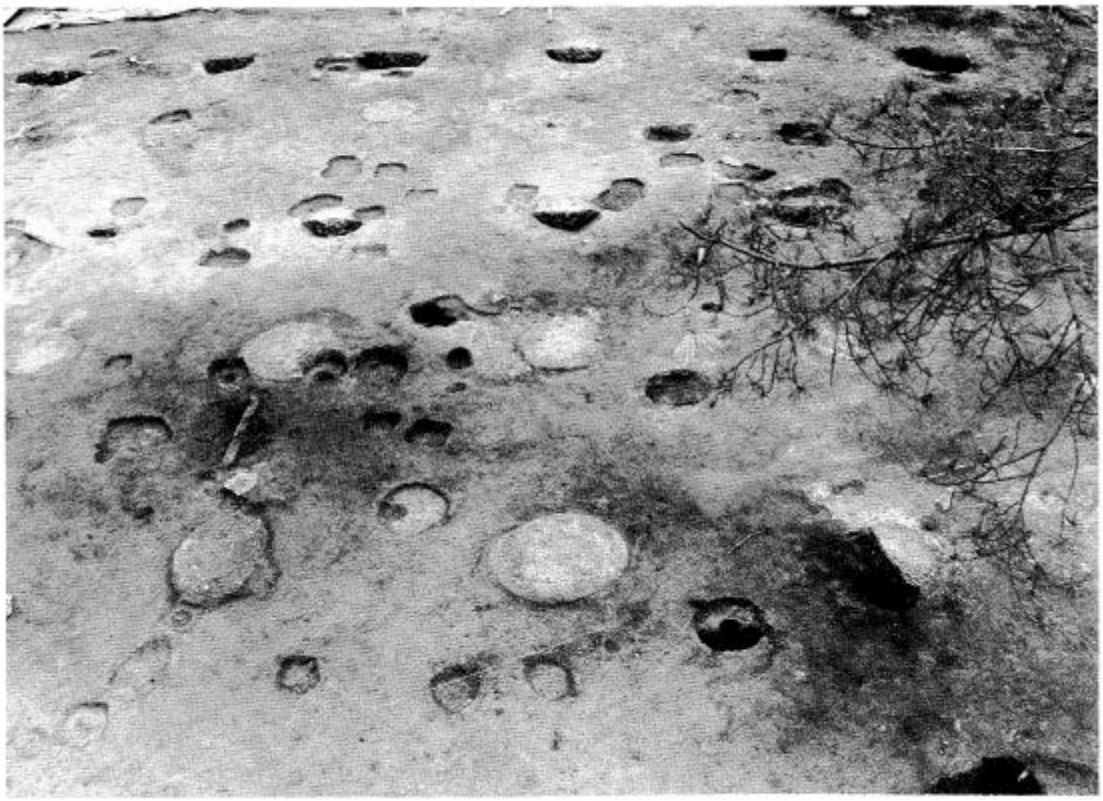

図版 1　上：御隅櫓跡全景→南
下：御隅櫓跡北側→東

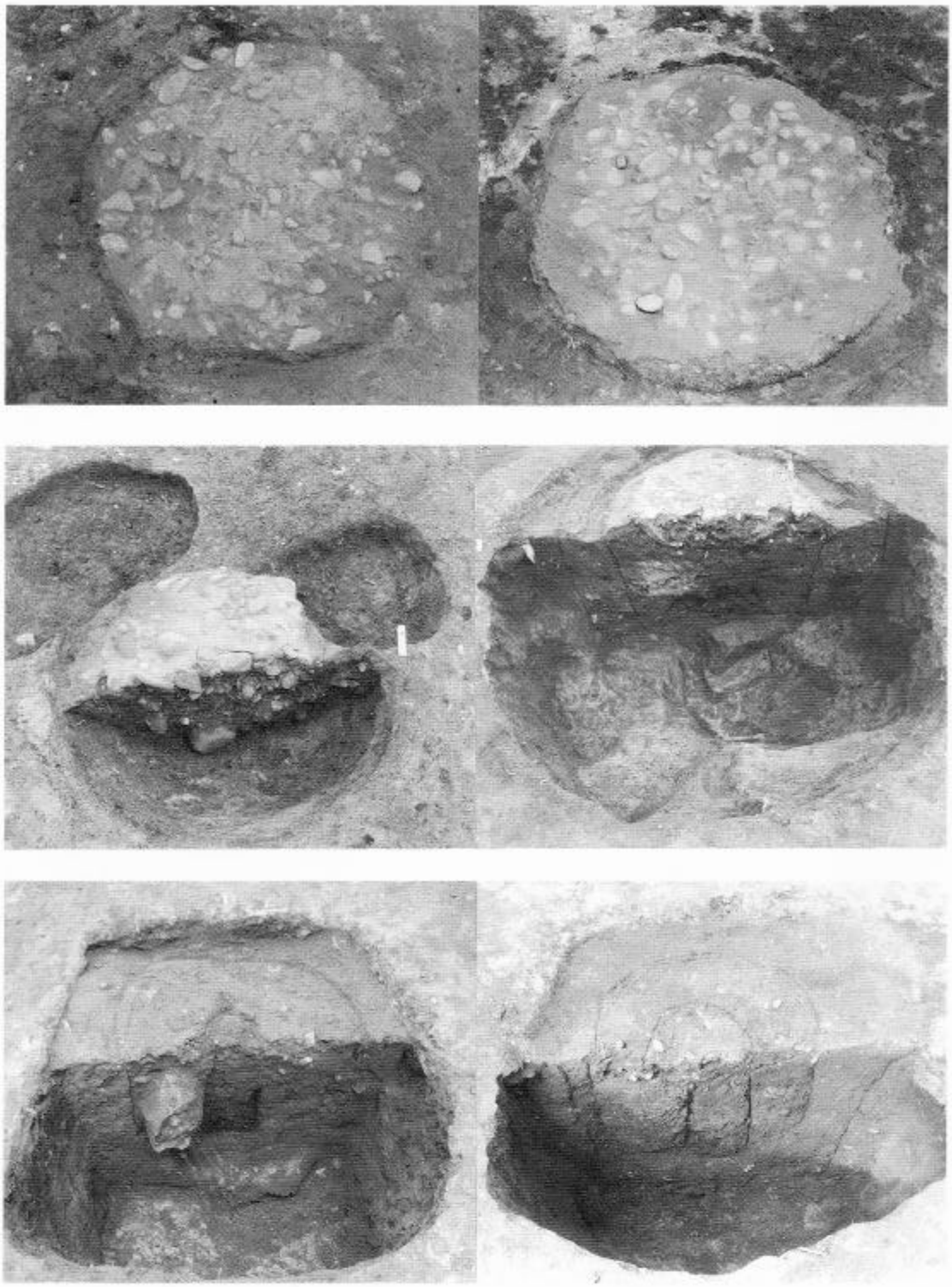

図版 2　上：右、左　御隅櫓跡根石跡
中：右１号柱列跡掘り方断面　左御隅櫓跡根石断面
下：多聞長屋跡掘り方断面

8-1

9-1

8-2

9-2

11-1

11-2

11-3

11-4

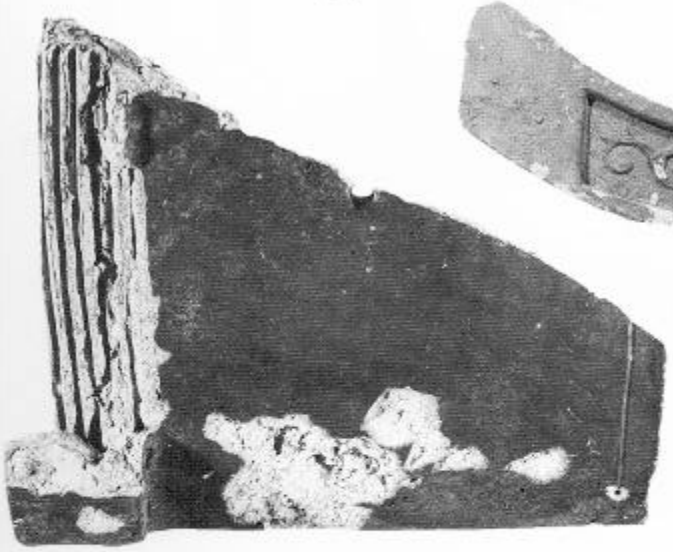

10

図版 3　1 号土壙出土遺物

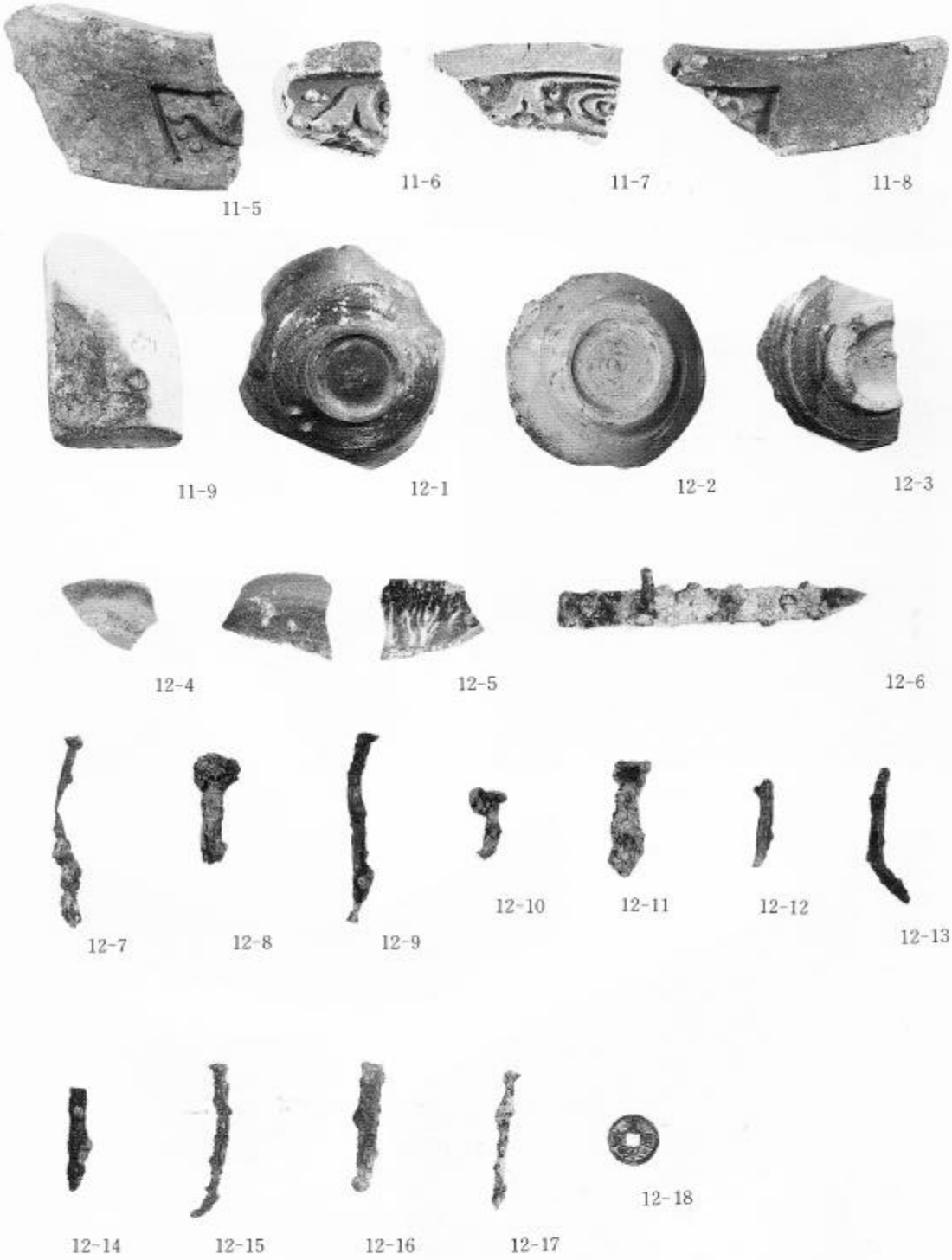

図版 4　1 号土壙出土遺物

14-1

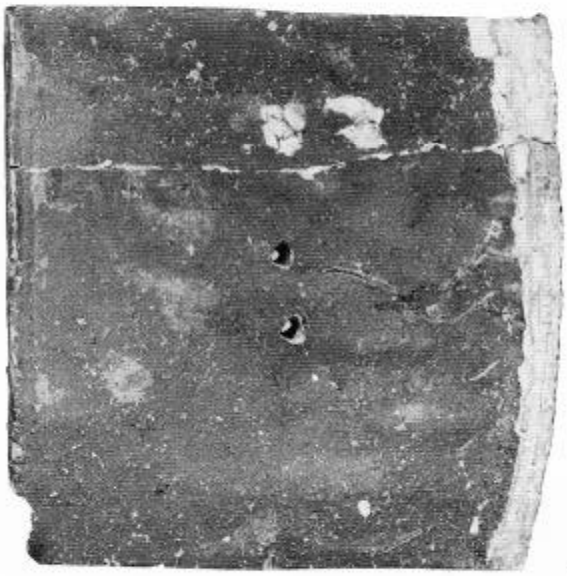

14-2

図版 5　遺構外出土遺物

15-1

15-2

15-3

15-4

15-5

15-6

15-7

15-8

15-9

15-10

15-11

15-12

15-13

15-14

15-15

15-16

16

図版 6　遺構外出土遺物

久　保　田　城　跡

— 本丸御隅櫓跡発掘調査報告書 —

平成元年12月

発行　秋田市教育委員会

印刷　秋田マイクロ写真印刷㈱